班長役員の役割について

１．班長役員の選出と任期

①班長役員は、上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）の会則１２条および「ブロックの班構成と担当部会に関する付則」に基づき、班長の中からブロック毎に各１名選出していただきます。

②班長役員の任期は、毎年４月に開催する通常総会当日から翌年の通常総会前日迄の１年間です。

２．福祉会役員会への出席

①通常総会終了後の４月から翌年３月末までに原則月１回開催される定例役員会および臨時役員会に出席をお願いします。

②役員会は、原則として春風地区社会福祉協議会の理事会が開催される週に開催します。

③役員会の開催日時は、通常総会終了後に開催する役員会初会合において、出席役員の意向や要望を考慮して決定します。

④役員会の開催時間は原則として１時間とします。但し、議事内容によって３０分から１時間程度延長することがあります。

３．所属する部会活動への参加

①班長役員は、「ブロックの班構成と担当部会に関する付則」に基づき、防犯部、環境衛生部、福祉部のいずれかの部会に所属していただきます。

②本会会則の第８条に基づき、各部会が担当する事業の円滑な運営に協力をお願い致します。詳しくは、各部会の代表者から説明を受けて下さい。

③諸般の事情により、所属する部会の部長が不在の場合は、選出された班長役員が共同して部長代行を担っていただきますようお願いします。任期は１年です。

４．その他

①災害等発生時の緊急連絡および福祉会行事に係わる事案は、役員を通じて都度連絡致しますので協力をお願い致します。なお、災害等発生時等の緊急連絡網については、別途配付する資料を確認して下さい。

②班長不在の共同住宅に住む会員に対する回覧文書の配付・掲示および宮っ子等の戸別文書の配付について協力をお願いします。文書回覧および戸別文書配付のしくみのについては、「ご家庭に回覧が届くまで」または「ご家庭に宮っ子等が届くまで」をご覧ください。

なお、文書の回覧・配付に関する役割分担の詳細については、役員会において別途役割分担表をお渡しします。